1532
次官
大臣
亜米利加局長
極秘 館長符號
昭和十六年十一月廿七日前後着
十一月廿七日後本省着
電信課長
野村大使
東郷 外務大臣
第一一九一號
廿七日パル發電ニ依リ本使来栖大使ト共ニ會見セル處先方ハ先ツ別電米一一九二號及米一一九三號ノ文書ヲ手
0 2358 - 690

754

1532

交セルヲ以テ一読ノ上種々依向左後ヲ変ネタルカ甚ノ要領左ノ如シ

一、廿日考方提出ノ提案（乙第一但六及七ヲ除ク）ニ付テハ五日乃至三日ノ審議研究ノ上関係諸方トモ協議セルモ遂ニ妥協点ヲ見出ス事ヲ得サルニ至レリ

二、考方ヨリ「オーラル」中六月廿一日ノ案ノ上

極秘特別送信

956

1532

憶測ヲ生ジ殊ニ支那ヲ見殺シニスルカ如キ誤解
モ頗ニ傳ヘラレ自分モ考慮シオル一方日本側ハ
廿三日會談陸軍正ヲオキタル次第ニモ拘ラス各要
人ハ相変ラス非平和的談論ヲ為シ遇セラレオル
関係モ有リ自ラトシテハ諸般ノ事情上本早
速手ノ出ス様サンニ至レル次第ナリト述ベタリ

0 2360 692

ボルのコピー
INTマイクロ

九月廿五日日本案トノ懸隔調和ヲ云々セシ
点ルモ本案ハ右何レノ案トモ著シク異リオル
旨ヲ指摘セルニ対シ「ハル」ハ右ハ考方指摘ノ
ラグラフノ直前ノ「パラグラフ」ト併読アリタク
考方トシテハ前記日米両案調節ノ一案ト
ト述ベ何ラ今後尚将又来 其ノ内容ノ秘シ
来レル為民論ヲ重ンズル考ニ於テ発セル

0 2361 693

ポル0103
INTマイクロ
0.5

757

1532

三、先ず提案「セクション」一に付ては先づ四項目
中、才四が従来の所謂「ステムソン・ドクトリン」
ト変化セルヲ指摘セン為シテ別段回答
ナラ完全別待遇主義ニ為シテハ従来ノ我
方主張ヲ「マイシド」スルト共ニ例ニハ右項目
ヲ直ニ支那ニ適用シ現在情勢ノ運営ニ
多数苦酷ナル変革ヲ加フルノ不合理ヲ

極秘 特別扱

ボルの103
INTマイク
C5

一の能ヲ指揮セントニ非シテハ右ノ如キハ十分理解
シオリ原則ハ原則トシテ処スルモ急速実現
ヲ務ムルオン必ヲニアラスト答ヘタリ
四、同提案「セクション」オニノ(二)ニ関シ共ノ
施設ハ専ニ角トシ日本ノ革産業ノ成立来
此ノ秘集團的機構ニ付テハ頃ル苛キ結(カ)殺ヲ
有シオリ本案カ之ヲ柔ラカ的機構ヲ復活セ

ボルンホルム
INTマイクロ
05

コトスルモノナンニ拘テハ我ガ国トシテハ四年ヲ以テ今
次事変ヲ全ク解決ニ導ク期スベカラザルノミナラズ
ニシテ到底之ヲ容認シ得ザル所以ヲ強調セル
ニ対シテハ仍ホカアル反駁ヲ為サス

760

1532

五、更ニ同「セクション」(三)及(四)ニ至リテハ全ク出
来ナイ相談ニシテ(四)ノ重慶政府改承恩ノ如キ
米モ恰モ支那ノ即時政権ヲ見殺シニスルヲ得
スト称セラルルガ如ク我ガトシテハ断シテ南京政府ヲ
見殺シニスルヲ得ストキッパリ云ヒ切リタルニ対シハル
ハ(三)ノ撤兵ハ困スルニ依ル次第ニシテ又ス
モ即時実現ヲ主張シオル次第ニアラス尚ホ

O 2365 - 697

ボ九〇一〇三
INTマイクロ
No.5

961

1532

政府ニ対シテハ米国ノ有スル情報ニ依レハ到底
支那ヲ統治スルノ能力ナシト見ルノ外ナシト述ヘル
ヨリシテ右ハ過去ニ於テ支那ニ我多ノ政府ヲ樹立セ
ルモ経緯ヲ列挙セルモ成功セサリシ者ノミナリキ
六、三千年ヨリノ伝統ヲ有シ米ヲハ日本ヨリ
モ出来得ル限リノ譲歩ヲナセルモ尚且ツ
予定セラレアル一方的通牒ヲ支那側ニ

特高打電用紙

0 2366 • 698

ボルコ
INTマイク
05

7.62

1532

対シテハ孫ニト吉方ヨシテ帝慶ニ謝罪セヨト
称セラルニ等シク苟モ弟子大統領カ退級(去ル)
ヤムヲセシタルハ マサカニ右ノ如キ理ヲニ出テシ
タルヒ不ニハアラサルヘシト、述ヘタルニ対シ「ハル」ハ別
段答フル所 ナシ
次ニ角掌ニ一読シタルニテモ甚タ承服シ難キ
ハ提事ニ次第ニ支那内政ニ関シ絶対受諾

48

0 2367 699

オ九〇一〇五
INTマイクロ

不一致ナル事項ヲ含ミオル二鑑ミ代ノ使セヲ
帝ヲ改竄ニ傳達スルハ誠意日米両ヲノ多
結ヲ念願トスル本使ホトンテ堪ルヤキ指置ト
リヤスルヤニモ悩キ疑向アリ仍レ両人ニ於テ更
ニ熟読熟考上決定スルヲト改ゞレトモ述ヌオ
キタリ
ハ、最後ニ本使ヨリ米ヲトシテハ本案ノ外

764

1532

考慮ノ餘地ナシトセンモ意ナリヤ及過般大統領カ女人ヲシテ「旦那位ノ言ヒ出ナシト称セシタル経緯ニモ鑑ミ全見方ヲ取捨計ラヒ得ヤト疑ヒタルニ対シ前者ニ対シテハ右ハ當スルニ一案ナリト答ヘ後者ニ対シテハ会ヒ進マサル様ナリシモ取計ヒ方承諾セリ（了）

U 2369 " 701